

平成 25 年 2 月 14 日

保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

このことについて、平成 25 年 1 月 28 日付けで厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室から別添のとおり事務連絡がありましたので、送付します。

なお、当該教材については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

問い合わせ先

薬事指導グループ 阿部

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直通)



事 務 連 絡

平成25年1月28日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

標記教材につきましては、別添のとおり、各教育委員会及び全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に教材を配布しましたので、御連絡します。

本趣旨を御了察の上、本教材が有効に活用されるよう、各教育委員会や各中学校等の教育機関に対して積極的に働きかけを行っていただく等特段の御配慮をお願いします。

また、授業実施方法等について、各中学校より相談があった場合には、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と意見交換しながら、効果的な授業実施方法について助言いただくなど御協力をお願いします。

（注）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでと変更はありません。

担 当
厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 信沢
電話03-5253-1111
(内線 2717)
(夜間03-3595-2400)
FAX 03-3501-2052





事務連絡
平成25年1月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校及び中等教育学校を置く
各国立大学法人附属学校事務担当課

御中

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年1月7日付け事務連絡において文部科学省から御連絡いただきましたとおり、昨年同様、平成25年度の中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材を作成いたしました。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として作成しており、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しています。本教材は、別添事務連絡とともに、当方より各中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に直接送付し、御活用いただくよう依頼していますので、御連絡します。

あわせて、厚生労働省ホームページにも掲載（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）する予定です。

なお、新しい高等学校学習指導要領解説公民編において、薬害問題に関する記載が盛り込まれたことを踏まえ、高等学校等の関係機関に対しても、本教材を厚生労働省ホームページからダウンロードすることにより、高等学校教育においても活用いただくことが可能である旨、あわせて周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

（注）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでと変更はありません。

担 当
厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 信沢
電話 03-5253-1111
(内線 2717)
(夜間 03-3595-2400)
FAX 03-3501-2052

平成25年1月28日

各中学校 御中

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

本年度も昨年度同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定して、教材を作成いたしましたので、全国の中学校宛てに送付させていただきます。

つきましては、本趣旨を御了察の上、平成25年度の中学3年生を対象に、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

また、この教材の授業等における活用方法については、厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで情報提供いただきますようお願いいたします（様式自由）。（内容に応じて、ホームページへの掲載等させていただきます。）

なお、教材とは別に、「医薬品副作用被害救済制度」の広報の一環として、同制度に関する案内を同封（水色の封筒）させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

（注1）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでと変更はありません。

（注2）今回新たに、別添「薬害教育教材の活用の手引【平成25年度】」を同封しましたので、参考にしてください。

（注3）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、生徒数を正確に把握することが困難なところもございましたので、不足が生じた場合には、発送先及び必要部数を明記した上で、下記担当宛てFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

担 当

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室

室長補佐 信沢

電話03-5253-1111

(内線 2717)

(夜間03-3595-2400)

FAX 03-3501-2052

薬害教育教材の活用の手引【平成 25 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう (注)」を作成し、平成 23 年 4 月より、全国の中学校に配布しています。この教材は、医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的とするものです。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として活用することが考えられます。

(注) 平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでに変更はありません。

この教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

(1) 学習指導要領等との関連について (別紙参照)

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科 (公民的分野) における消費者の保護に関する内容などに関連します。

なお、この教材は、保健体育 (保健分野) における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬害問題と薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意願います。

(2) 教材の活用事例について

この教材は、各校の創意工夫によりご利用していただくことを想定していますが、活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、教材及びこの手引と併せて配布しています。配布しているのは、1～2 時間程度授業で活用していただくことを想定したものです。ホームページには 3 時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方とも Word 形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、適宜編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスからダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします (様式自由)。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

【参考】

- ① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)
- ② 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)においても、本件が掲載されています。
- ③ 授業の実施に当たっては、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話） 03-5437-5491 （FAX） 03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

(別紙)

学習指導要領等における「医薬品」・「薬害」の取扱い

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施 (一部科目については先行実施)。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保護の充実、消費者の保護など、市場の動きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費行政を取り扱う」(内容の取扱い)こととしている。ここでは、消費者の利益の保護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の保護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。また、医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領 (抜粋) (平成21年3月9日公示)

※ 平成25年4月入学者から年次進形で完全実施 (一部科目については平成24年入学者から先行実施)。

第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、情理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な言度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに誌れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても誌れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも誌れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても誌れること。

第3節 公民

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも誌れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、医薬品は、有効性及び安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。

高等学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成21年12月公表)

公民編 第2章 各科目

第1節 現代社会

2 内容

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

また、「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも誌れるようにする。

公民編 第2章 各科目

第3節 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも誌れるようにする。

保健体育編 第2章 各科目第2節

第2節 保健

3 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性及び安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予測できるものと、予測することが困難なものがあることにも誌れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。

「薬害を学ぼう」用ワークシート【例】

※このワークシート【例】は、立命館宇治中学校が作成したワークシートを基に、厚生労働省が改編したものです。

薬 害 を 学 ぼ う	系 目	名 前
-------------	-----	-----

- ◇ 副作用と薬害とはどこがちがうのか、薬害の歴史を調べながら考えてみよう。
- ◇ 薬害の歴史を学ぶともに、なぜ薬害が発生したのか考えてみよう。
- ◇ どうすれば薬害をなくすることができるのか。それぞれの立場で考えてみよう。

1 1～2ページの年表を見ながら、表中に当てはまる薬害を書き入れてみよう。

薬害の起こった年	薬害の名前	薬害の起こった年	薬害の名前
1948 (昭和23) 年 ～1949 (昭和24) 年		1973 年 (昭和48) 年頃	解熱剤による四頭筋短縮症
1953 (昭和28) 年頃 ～1970 (昭和45) 年頃	キノホルム製剤による スモンの発生	～1988 (昭和63) 年頃	
1958 (昭和33) 年頃 ～1962 (昭和37) 頃		1989 (平成元) 年 ～1993 (平成5) 年	
1959 (昭和34) 年頃 ～1975 (昭和50) 年頃		～1997 (平成9) 年頃	
1970 (昭和45) 年代頃～	陣痛促進剤による被害		血液製剤によるC型 肝炎ウイルス感染

2 次の作業をしてみましょう。

- (1) 1～2ページの年表中の薬害について解説した文章を読み、共通すると思われる内容にアンダーラインを引いてみよう。
- (2) (1)のアンダーラインを読みながら、薬害発生について、どのような共通点があるかを考え、文章にまとめてみよう。

- 3 3ページのスモン被害者高町さんの証言と5ページの「キノホルム製剤によるスモンの発生」を読み、薬害がなぜ発生したかについて、まとめてみよう。

- 4 3ページのサリドマイド被害者増山さんの証言と6ページの「サリドマイド剤による胎児の障害」を読み、薬害がなぜ発生したのかについて、まとめてみよう。

- 5 下記の(1)～(4)は、それぞれ社会の中でどんな役割を果たしているでしょうか。5ページの「関係者には、それぞれどのような役割があるのだろうか？」の図と6ページの「もっと詳しい役割を見てみよう！」を参考にして、まとめてみよう。

- (1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)、(2) 製薬会社、
(3) 国民 (消費者)、(4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

- (1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)

- (2) 製薬会社

- (3) 国民 (消費者)

- (4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

6 下記の(1)～(4)は、それぞれの立場から、どのようにしたら薬害の発生を防ぐことができるのか、5ページ、6ページを見て考えてみよう。

- (1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)、(2) 製薬会社、
- (3) 国民 (消費者)、(4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

(1) 国/PMDA (医薬品医療機器総合機構)

(2) 製薬会社

(3) 国民 (消費者)

(4) 医療従事者 (医療機関) / 薬局

7 薬害が起こらない社会にするためには、社会をどのようなしくみに変えねばならないのでしょうか。考えてみよう。

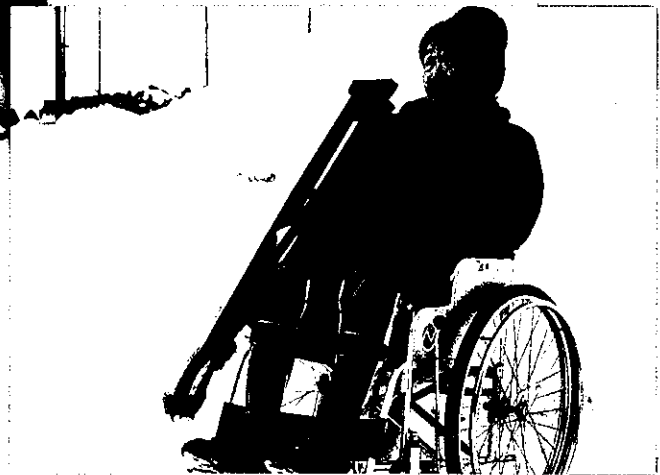
薬害を学ぼう



どうすれば防げるのか?



なぜ起こったのか?



やく がい

薬害ってなんだろう？

薬には病気を治す働きがある一方で、それ以外の好ましくない働き(副作用)が起こる場合があります。例えば、「かぜ薬を飲んだら眠くなった」、「注射をしたら、針を刺した部分が少し腫れた」という経験をしたことはありませんか？

しかし、「薬害」と呼ばれているものは、このような副作用とは異なる問題のようです。単なる副作用と薬害は、どこが違うのかに注目しながら、薬害の歴史を見てみましょう。

年表

1950

1960

1970

ワクチンにジフテリア毒素が残っていました

1948(昭和23)年~1949(昭和24)年

ジフテリア予防接種による健康被害

【被害者】924人(死亡83人)

HIV感染のような悲惨な被害を再び発生させないように努力する決意を銘記した「誓いの碑」。

薬害エイズ

血液製剤による

主に血友病(出として使用している患者がHIVに感国はHIV感染防

厚生労働省の敷地内に1999(平成11)年8月24日建立。



1979(昭和54)年 和解

1958(昭和33)年頃~1962(昭和37)年頃

サリドマイドによる胎児の障害

【被害者】約1,000人



非加熱血液製剤

血液などを原料とする薬で、加熱して滅菌処理をしていないもの

1953(昭和28)年頃~1970(昭和45)年頃

キノホルム製剤によるスモンの発生

【被害者】1万人以上

1959(昭和34)年頃~1975(昭和50)年頃

クロロキンによる網膜症

クロロキンによる網膜症

マラリア(亜熱帯・熱帯地域に多い感染症)治療のために開発された「クロロキン」という薬を使った人に、目が見えにくくなるなどの症状が起きました。製薬会社が薬の危険性について注意を払ってれば、被害を最小限に食い止められたかもしれません。

1973(昭和48)年頃

解熱剤による四頭

【被害者】約1万人

解熱剤による四頭筋短縮症

乳幼児期に熱を下げる薬などがみだりに筋ことで、膝が曲がらないなどの被害が全国的

【表紙写真説明】

左上および左中央:「サリドマイド」の被害者、右上および右下:「スモン」の被害者の方々

左下:厚生労働省にある「誓いの碑」/(碑文)命の尊さを心に刻みサリドマイド、スモン、HIV感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する千数百名もの感染者を出した「薬害エイズ」事件 このような事件の発生を反省しこの碑を建立した 平成11年8月 厚生省

学習のポイント

point
1

年表に示された薬害はどのようなものだったか確認しよう。

point
2

年表中の薬害について解説した文章を読み、薬害発生についてどのような共通点があるのか考えてみよう。

1980

1990

2000

～1988(昭和63)年頃

血液製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染
【被害者】1,400人以上

るHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染

血時に血が止まりにくい病気の患者が止血・出血予防の薬た非加熱血液製剤にHIVが含まれていたため、多くの血友病染しました。製薬企業は薬の危険性を知らながら販売を続け、止の有効な対策を取らなかったことで被害が拡大しました。

1989(平成元年)～1993(平成5)年

MMRワクチン接種による無菌性髄膜炎
【被害者】約1,800人

MMRワクチン接種による無菌性髄膜炎

はしか(M)、おたふくかぜ(M)、風しん(R)を予防するワクチンの接種により、多くの子どもが無菌性髄膜炎(ウイルスにより脳の膜に炎症が起こる病気)などを発症し、重い後遺症や死亡などの被害も発生しました。製薬会社が国に報告していない薬の作り方をしていた、国の監督が不十分だったなどと指摘されました。

血液製剤によるC型肝炎ウイルス感染 【被害者】約1万人(企業の推計)

血液製剤によるC型肝炎ウイルス感染

出産や手術の際に、止血剤として使用された血液製剤にC型肝炎ウイルスが入っていたため、多くの方がウイルスに感染し、慢性肝炎や肝がんなどの病気になりました。製薬企業の製造責任は重く、国は甚大な被害の発生、拡大を防止できませんでした。



～1997(平成9)年頃

ヒト乾燥硬膜の使用によるプリオン感染症
(クロイツフェルト・ヤコブ病)

【被害者】141人

1970(昭和45)年代頃

陣痛促進剤による被害

陣痛促進剤による被害

陣痛促進剤による胎児の死亡や重度の脳性麻痺、母親が死亡するなどの被害が起きました。薬の効き具合の個人差が大きいかもかわらず適切な使用方法が徹底されなかったことなどが原因と言われています。

筋短縮症

肉注射された
に起きました。

被害者は年齢が進むとともに
毎日の生活行動に苦しんでいます。

やくがい 薬害とはどのようなものなのか 被害者の声を聴いてみよう。

薬害をより深く知るために、被害者の声に耳を傾けてください。

被害者の声を聴いてどのように感じるでしょうか？

そして薬害とはどのようなものなのか考えてみましょう。

スモン被害者 高町晃司さん

私たちを受け入れてくれる社会になってほしい

私は49歳です。スモン病を発症したのは4歳の頃。歩行困難は何とか治りましたが視力は戻らず、盲学校に入学することになりました。その頃は、自分が視力障害者になったことをさほど悲観的に考えてはいませんでした。しかし学校を卒業しても就職先が見つかりません。ほとんどの企業が障害があると言うだけで、就職試験すら受けさせてはくれませんでした。障害を抱えて生きて行くことは大変なことなのです。私たちは、まだこれから何十年も生きていかなければなりません。これまでは両親が私の治療や教

育を最優先にして、私を支えてくれました。しかし、これからは一人で生きて行かなければなりません。私が自立して生きて行くことが、両親の労苦に報いる道だと思っています。そうはいつでも将来を考えると決して希望を持つことはできません。もちろん、自立のための努力は続けます。ですから、そんな私たちの努力を受け止めてくれる社会になってほしいというのが、今の私の願いです。



サリドマイド被害者 増山ゆかりさん

被害を繰り返さないために——この薬の危険性を知って慎重に使用してほしい

私たちサリドマイド被害者は、生涯にわたって多くの犠牲を払ってきました。親が離婚した人、親元を離れて病院や施設で暮らさなければならなかった人がいます。学校でいじめられた人、道を歩いているだけで「あっちに行け」と石を投げられた人もいます。大人になった今も、不自由な体で無理をして仕事や家事をしてきたため、体の不調を訴える人が多くいます。障害のためにやりたいことが出来ない自分が悲しくなります。どんなに努力しても願いが叶わないことがたくさんあります。しかし、私たちはそれを恨んでも道が拓く

ことはないと思っています。力強く生きることで苦難を乗り切るしかないのです。このサリドマイドが、現在、再び認可され使われています。多発性骨髄腫という血液のがんやハンセン病の症状に効果があることが分かったためです。薬そのものが悪いのではない——二度と同じような被害を起こさないために、この薬の危険性をよく知って、慎重に使用してほしいと思います。



※写真は、ご本人が幼少時のものです。

HIV被害者 後藤智己さん

もっと早く、正しい情報が公開されていれば…

私は生まれつき血友病で、足の関節が痛くなって歩けなくなったりするので、小学校は休みがち、体育はいつも見学でした。血液製剤を使うようになってから出血からの回復が早くなり、活動範囲も広がりました。でも中学時代にエイズウイルスが混入した血液製剤を使い、HIVに感染しました。それを知らされたのは、大学生になってから。うすうす気づいてはいましたが、やはりその時は目の前が真っ暗になりました。以来20年以上、HIVの偏見・差別におびえながら、副作用の厳しい抗HIV薬を飲み続けています。血

液製剤にエイズウイルスの混入の話が出たとき、医療者らが情報をきちんと公表していれば、感染せずにすんだかもしれません。すぐにHIVに関する正しい知識を普及させていけば、凄まじい偏見や差別を受けることもなかったのに……。このようなことをまた繰り返さないように、情報を隠さず、またみんなが正しい知識を得て、偏見・差別のない社会を目指してもらいたいと思っています。



学習のポイント

point
1

被害者がどのようなことに苦しんできたのかを整理してみましょう。

point
2

被害者は薬害をどのように考えているのかをまとめてみましょう。

C型肝炎被害者 てしまかずみ 手嶋和美さん

中学2年の息子に肝炎にかかっていると告げるのは、とても辛かった

1980年、三男出産の時に出血が止まらなくなり、フィブリノゲン製剤を投与されました。米国ではそれより3年も前に、それを使うとC型肝炎になる危険があるので使用が禁止されていました。2年後四男を出産しました。それから十数年後、検査の結果、私はC型の慢性肝炎になっていました。肝硬変や肝臓ガンになって死ぬ率が高い怖い病気です。恐れていた四男への母子感染も判明。何も知らずに私は息子に肝炎ウィルスをうつしてしまっていたのです。授業や部活に日々充実した中学校生活をおくっている四男に何と説明したらいい

のか…。何日も悩みました。告知した時、「そうやろうねえ」と四男は覚悟を決めたようにそう言い、黙って自分の部屋に入りました。その日、夕食時には明るく振舞っていた息子の気持ちを考えると…米国で使用が禁止された時に日本でも同じように対応していれば、そうしたら私達母子はC型肝炎になることはありませんでした。二度と薬害を起こさないでほしい。私はそのために精一杯のことをしたいと考えています。



※ C型肝炎に関する詳しい情報は、「薬害肝炎全国原告団ホームページ」<http://www.yakugai-hcv.jp/> 参照

MMRワクチン被害者のお母さん うえのひろこ 上野裕子さん

早くMMRワクチンを中止してほしい

私の娘は、MMRワクチンが導入された1989年(平成元年)の6月に生まれました。1991年4月娘が1歳10ヶ月になった時、はしかの予防接種を受けさせるつもりで受診した小児科で「3回が1回で済むから」という医師の勧めを断り切れずにMMRワクチンを接種されてしまいました。当初から副作用が多発していたのに、導入から2年たったその頃でも「はしか単独よりMMRを」と積極的に勧めている所もあったのです。何故早期に中止してその安全性について見直しをしてくれなかったのでしょうか。小さな子ども

の命や未来をおびやかすようなワクチンがあってよいのでしょうか。娘は接種から14日後に重い脳症にかかり、一命はとりとめたものの元の娘に戻ることはありませんでした。それ以来、自分では何ひとつ出来なくても、無心に命のあかりを灯し続ける娘の姿に励まされながら暮らしてきました。しかし今でも、あの時代にMMRワクチンさえなかったらと、残念でなりません。



MMRワクチン被害者
上野 花さん

クロイツフェルト・ヤコブ病被害者のご主人 うえのつくひこ 上野韶彦さん

今でも心のなかで「妻を返して下さい」と叫び続けています

妻が体の不調を訴えて検査入院、1ヶ月半後に告げられた病名は「クロイツフェルト・ヤコブ病」。この病気は現代医学でも治療法がない100万人に1人の確率で罹患する珍しい病気だと。それはまさしく『死の宣告』でした。病気の進行はとても早く、病名がわかった時には、もはや意思の疎通もできず、寝たぎりの状態に。私にできることは、ただジッと妻の顔を見ることだけ…本当につらい毎日でした。診断からわずか7ヶ月後に妻は力尽きて、私を残して一人で旅立ってしまいました。「なぜヤコブ病になったのだろ

う？」その後、10年前の開頭手術の時に使用された外国製の医療用具(ヒト乾燥硬膜)が原因であることがわかりました。なぜ、病原体に侵された医療用具が製造され、流通したのでしょうか。なぜそのような製品の輸入を国が承認したのでしょうか。いのちが粗末に扱われる昨今、妻と闘った日々の記録を一人でも多くの人に伝え、二度と同じ過ちが繰り返されないように強く念じています。



やく がい なぜ薬害は起こったのだろうか？

これまで数々の薬害が繰り返されてきました。なぜ薬害は起こったのでしょうか。代表的な薬害を詳しく見ながらその原因を考えてみましょう。

キノホルム製剤によるスモンの発生

■「キノホルム」は、1900年頃にスイスで傷薬として販売された薬で、日本では整腸薬として使われるようになりました。1960年代、キノホルムの入った整腸薬を飲んだ人に、全身のしびれ、痛み、視力障害などが起こりました。当初は伝染病が疑われ、原因究明が遅れたため、1万人を超える人が被害にあったといわれています。

■当時、世界各国でキノホルムの危険性に関する警告がなされていましたが、製薬会社は「安全

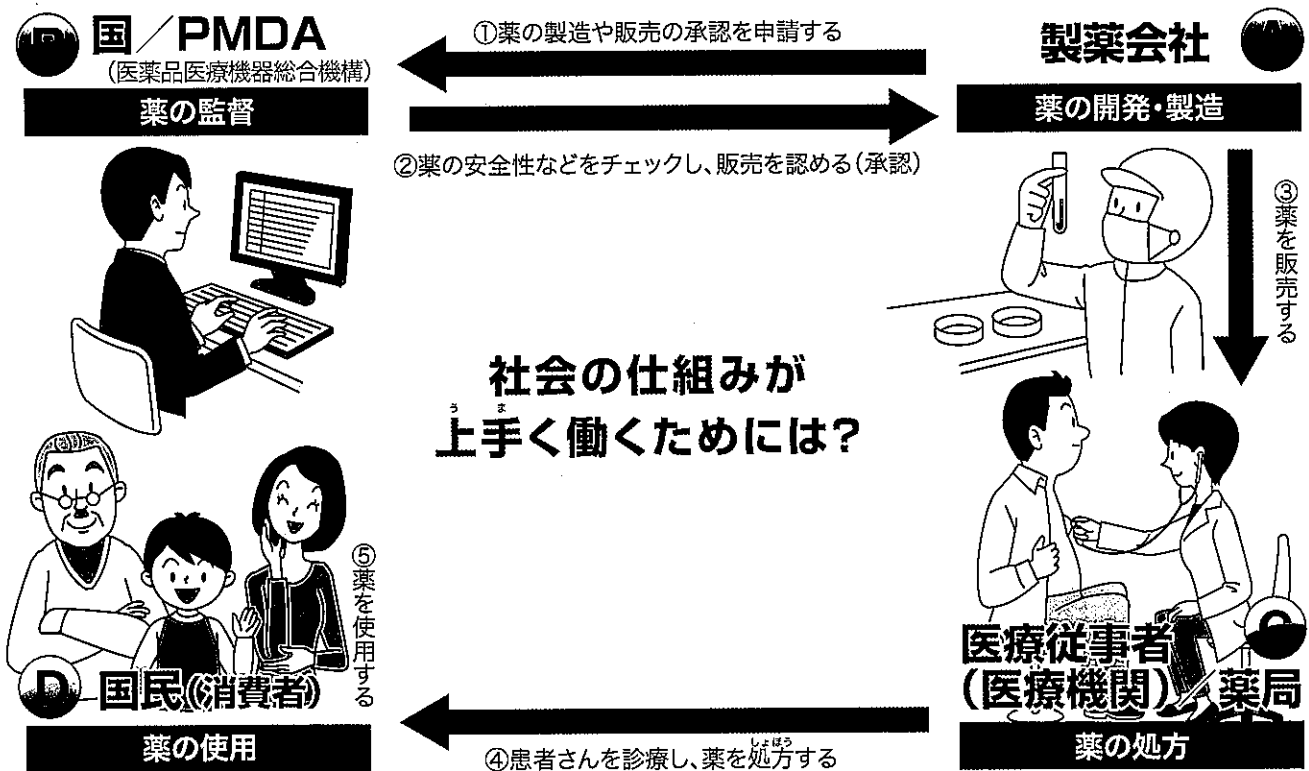
な整腸薬」として販売し、医師はそれを疑うことなく患者に処方し、国も安全性の審査が十分になされず、未曾有の被害を起こしてしまっただのです。

■これらをきっかけに、薬の安全性を確保するための法律改正や薬の副作用で被害を受けた人を救済する制度の創設がなされました。スモンは、社会の仕組みに影響を与え、国や製薬会社、医療従事者といった関係者に様々な教訓をもたらした薬害です。

やく がい どうすれば薬害が起こらない

これまで数々の薬害について見てきました。どうやら薬害は、下図に示された社会の仕組みがうまく社会の仕組みがうまく働くように、薬を作る製薬会社、薬を承認する国、薬を処方する医師や薬剤師

関係者には、それぞれどのような役割があるのだろうか？



学習のポイント

point
1

国、製薬会社、医療従事者は何をすべきだったのか考えてみよう。

point
2

どのような制度ができたのか調べてみよう。

サリドマイドによる胎児の障害

■「サリドマイド」は1960年前後に睡眠薬や胃腸薬として販売された薬です。はじめは西ドイツで販売され、日本でも「妊婦や小児が安心して飲める安全無害な薬」をキャッチフレーズに販売されました。

■ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手や足、耳(聴力)、内臓などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに気づいた西ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ではすぐに薬の販売中止と回収が行わ

れました。しかし、日本で薬の販売中止が発表されたのは警告後10ヶ月も経った後となり、被害が拡大したのです。

■これをきっかけに、薬の副作用が胎児に及ぶ場合があることが広く知られ、胎児への影響の確認(動物実験)が義務づけられました。また、副作用の発生を監視する制度が作られるなど、薬の安全性の確認がより注意深くなされるようになりました。



撮影：田村 茂

社会になるのだろうか？

働いているかどうかと関係があるようです。

そして薬を使う私たちがそれぞれどのような役割を果たせばよいのか考えてみましょう。

学習のポイント

point
1

次の文章中の「？」に入るものは何かを考えながら、図に示す私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのか説明してみましょう。社会の仕組みがうまく働いて薬害の発生を防ぐためには、図中のA・B・C・Dがお互いに「？」を共有し、それぞれの役割を果たすために活用する。

もっと詳しい役割を見てみよう!



国/PMDA

- 薬の有効性・安全性や、製薬会社の行動などをチェックする役割
 - ▶薬の安全性などをチェックするための基準を作成する
 - ▶薬の承認を取り消す、薬の回収命令など製薬会社に適切な指導を行う など



製薬会社

- 様々な試験などを通じて、安全な薬を開発・製造する役割
- 薬の販売を開始した後も情報を集め、適切な対応をする役割
 - ▶危険が分かった薬の販売中止・回収
 - ▶薬の説明書(添付文書)を通じて正しい情報を伝えるなど



D 国民(消費者)

- 消費者として主体的に関わる役割
 - ▶自分の使う薬に関心を持つ
 - ▶関係者(国、製薬会社、医療機関)の役割や行動をチェックする など



医療従事者(医療機関)/薬局

- 薬を正しく処方する役割、薬の情報を正しく説明する役割
 - ▶薬の使用後の状況を見極めて処方する など
- 薬の副作用が起きた場合に国や製薬企業に報告する役割

薬害が起こらない社会を目指して 私たちにできること。

これまで見てきたように、過去には多くの悲惨な被害が起きてきました。
私たちは、このような被害に学び、二度と薬害が起こらない社会を目指す必要があります。
そのために何が必要なのか、私たちができることは何なのか、みんなで考えてみてください。

学習のポイント

薬害の起こらない社会にするために、どうすればいいのか次の3点から考えてみよう。

- 薬の安全性などの情報を共有し、関係者がそれぞれの役割を果たすためには具体的にどのようなことをすればよいか。
- 私たちが消費者の立場から、薬に関する情報を得たり、薬を使用して問題があった場合にはどのような情報を発信すればよいか。
- 今の社会の仕組みで改善する点はないか。どのような点を改善すればよいか。



「健康被害救済制度」について



薬による健康被害を受けた人たちを救済するために、「いやくひんふくさようひがいきゅうさいせいど医薬品副作用被害救済制度」などの公的な救済制度があります。これは、サリドマイドやスモンを契機としてつくられたものです。このサイトでは、薬の副作用情報も見ることができます。

Pmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構
詳しくはコチラ▶<http://www.pmda.go.jp/>

☑ 医薬品の副作用情報に関する情報

http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_fukusayou.html

☑ 医薬品の副作用による被害の救済に関する情報

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/help.html>



関連サイト

☑ 厚生労働省(本テキストの参考資料)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

厚生労働省の本テキストに関するサイトです。より詳しい情報などを見ることができます。

☑ くすりの情報ステーション

<http://www.rad-ar.or.jp/>

薬のリスクとベネフィットを一般消費者にわかりやすく解説しているサイトです。

「くすりのしおり」<http://www.rad-ar.or.jp/siori/index.html>

では、現在使われている約7,000種類の薬の詳しい情報を見ることができます。

☑ 全国薬害被害者団体連絡協議会

<http://homepage1.nifty.com/hkr/yakugai/>

主な薬害被害者団体が加盟している協議会のサイトです。各被害者団体のサイトにリンクしています。

☑ 学校保健ポータルサイト

<http://www.gakkohoken.jp/>

(財)日本学校保健会が運営する子どもたちの保健に関する情報を集めたサイトです。

「薬の正しい使い方(中学生用)」<http://www.gakkohoken.jp/book/bo0020.html>では薬に関する様々な情報が掲載されたテキストをダウンロードできます。

--